

7 消安第 4318 号

令和 7 年 12 月 9 日

別記3 (関係団体の長) 殿

農林水産省
消費・安全局動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

このことについて、別紙のとおり都道府県家畜衛生主務部長宛て通知しておりますので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしくお願いします。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

担当：松井、本橋、中越、濱崎

TEL：03-6744-7144（直通）

Email:siyoueiseikanri@maff.go.jp

(別記3)

一般社団法人 J ミルク会長 殿
一般社団法人 全国酪農協会会长 殿
一般社団法人 中央酪農會議会長 殿
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長 殿
一般社団法人 日本乳業協会会长 殿
全国農協乳業協会会长 殿
一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会会长 殿
全国乳業協同組合連合会会长 殿
一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会会长 殿
日本ジャージー登録協会会长 殿
一般社団法人 日本短角種登録協会会长 殿
一般社団法人 日本あか牛登録協会会长 殿
公益社団法人 全国和牛登録協会会长理事 殿
全国肉牛事業協同組合理事長 殿
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会会长 殿
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会会长 殿
一般社団法人 日本草地畜産種子協会会长 殿
一般社団法人 家畜改良事業団理事長 殿
公益社団法人 日本装削蹄協会会长 殿
一般社団法人 日本SPF豚協会会长 殿
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会代表理事 殿
一般社団法人 日本養豚協会会长 殿
日本養豚事業協同組合理事長 殿
一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金理事長 殿
一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金理事長 殿
一般社団法人 全日本配合飼料価格・畜産安定基金理事長 殿
一般社団法人 日本科学飼料協会理事長 殿
公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長 殿
飼料輸出入協議会理事長 殿
一般社団法人 日本家畜商協会会长 殿
一般社団法人 日本畜産副産物協会会长 殿
公益社団法人 全国農業共済協会会长 殿
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長 殿
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長 殿

公益社団法人 中央畜産会会长 殿
全国農業協同組合中央会会长 殿
全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長 殿
公益社団法人 日本獣医師会会长 殿
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長 殿
協同組合日本飼料工業会会长 殿
公益社団法人 畜産技術協会会长 殿
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会长 殿
一般社団法人 日本養鶏協会会长 殿
一般社団法人 日本食鳥協会会长 殿
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会长 殿
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会长 殿
国産鶏普及協議会会长 殿
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事長 殿
全国養鶏経営者會議会会长 殿
日本成鶏処理流通協議会会长 殿
一般社団法人 日本卵業協会会长 殿
全国たまご商業協同組合理事長 殿
全国鶏卵加工協議会会长 殿
一般社団法人 日本伝書鳩協会会长 殿
一般社団法人 日本鳩レース協会会长 殿
日本オーストリッヂ協議会会长 殿
日本オーストリッヂ事業協同組合組合長 殿
豊橋養鶏農業協同組合組合長 殿
全国精麦工業協同組合連合会会长 殿
全国飼料卸協同組合理事長 殿
全国飼料輸入協議会会长 殿
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長 殿
一般社団法人全国食品リサイクル連合会専務理事 殿
一般社団法人食品ロス・リボーンセンター代表理事 殿
公益社団法人 日本実験動物協会会长 殿
日本実験動物協同組合長 殿
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会长 殿

公益財団法人 畜産近代化リース協会 事務局長 殿
全国肉用牛経営者会議 事務局長 殿
日本中央競馬会理事長 殿
地方競馬全国协会会长 殿
公益社団法人 日本軽種馬協会会长理事
公益社団法人 日本馬術連盟会長
公益社団法人 全国乗馬俱楽部振興協会会长
公益社団法人 競走馬育成協会会长理事
一般社団法人 日本競走馬協会会长
公益財団法人 軽種馬育成調教センター理事長
公益財団法人 ジャパン・スタッズブック・インターナショナル理事長
公益社団法人 日本馬事協会会长
全国公営競馬獣医師協会会长
全国公営競馬主催者協議会会长
軽種馬防疫協議会議長



7 消安第 4318 号
令和 7 年 12 月 9 日

別記 1 (各都道府県家畜衛生主務部長) 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、本年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

この新基準の内容に合わせ、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについて、別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願ひします。

なお、当該手引きのうち非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨申し添えます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

(問い合わせ先)

農林水産省消費・安全局動物衛生課

家畜防疫対策室病原体管理班

松井、本橋、中越、濱崎

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

(別記1)

北海道農政部長
青森県農林水産部長
岩手県農林水産部長
宮城県農政部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農政部長
群馬県農政部長
埼玉県農林部長
千葉県農林水産部長
東京都産業労働局農林水産部長
神奈川県環境農政局農政部長
新潟県農林水産部長
富山県農林水産部長
石川県農林水産部長
福井県農林水産部長
山梨県農政部長
長野県農政部長
岐阜県農政部長
静岡県経済産業部長
愛知県農業水産局長
三重県農林水産部長
滋賀県農政水産部長
京都府農林水産部長
大阪府環境農林水産部長
兵庫県農林水産部長
奈良県食と農の振興部長
和歌山県農林水産部長
鳥取県農林水産部長
島根県農林水産部長
岡山県農林水産部長
広島県農林水産局長
山口県農林水産部長
徳島県農林水産部長
香川県農政水産部長
愛媛県農林水産部長
高知県農業振興部長
福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長

長崎県農林部長

熊本県農林水産部長

大分県農林水産部長

宮崎県農政水産部長

鹿児島県農政部長

沖縄県農林水産部長